

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2023年度第5号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2024年12月5日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2023年7月5日付け23町財活第150号(2023年度第5号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2023年4月28日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2023年5月12日付け23町財活第46号で行った非公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2023年5月12日付け23町財活第46号をもって行った非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、2023年4月28日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カードを使って開ける扉の市と委託の警備職員以外の市職員の出入りの記録(2022年3月20日分の午前8時半から午後5時までの分)」を対象とする

公文書公開請求を行った。

- 2 処分庁は、「ＩＣカードリーダーシステムログ（２０２２年３月２０日）」を対象文書として、２０２３年５月１２日付け２３町財活第４６号「非公開決定通知書」により、条例第５条第１項第４号に該当するとして、審査請求人に対して、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として２０２３年５月１８日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、２０２３年６月１２日付け２３町財活第９９号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、２０２３年６月１５日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、条例第１４条第２項の規定に基づき、２０２３年７月５日付け２３町財活第１５０号「公文書非公開決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２４年１月３０日 審議
２０２４年２月１４日 事情聴取
２０２４年３月７日 口頭意見陳述
２０２４年３月１９日 審議
２０２４年４月１９日 審議
２０２４年５月２１日 審議
２０２４年６月１４日 審議
２０２４年７月１９日 審議
２０２４年８月２０日 審議
２０２４年１０月１１日 審議
２０２４年１１月１４日 審議

第４ 審査請求人と処分庁の主張

- 1 審査請求人は、審査請求書において、次の主張をした。

「過去の」出入りの記録から不定の職員の「未来の」出入りは予測できない。従って、不定の職員の出入りの頻度は判明しないため、非公開理由とならない。

2 処分庁は、弁明書において、主に次の主張をした。

ＩＣカードリーダーシステムログには、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りをした職員の所属や氏名等が記載されており、これらの情報が「出入りの記録」にあたるため、２０２２年３月２０日分のＩＣカードリーダーシステムログを対象文書とした。本件請求は、システムのログすべてではなく、「市と委託の警備員以外の市職員の出入りの記録（２０２２年３月２０日分の午前８時半から午後５時までの分）」に限定した公開を求めている。警備員を除き、特定の時間帯に限定したとしても、同様の情報公開請求が別の日付、時間帯で請求され、これらが公開された場合、データの蓄積によって、職員の出入りの傾向が判明し、執務室等の人気のない時間帯を推測することが可能となり、犯罪を誘発、助長する可能性もあることから、公開することにより保安上の支障が生じることとなり、市庁舎管理事務の適正な実施を著しく困難にすると認められるため、本件対象文書に記載されている情報を条例第５条第１項第４号に該当するものとして、非公開とした。

3 審査請求人は、反論書において主に次のとおり主張した

（１）職員の出入りの利用においては、閉庁日であり、開庁日と違い、いつ誰が公用車を利用するかは臨時の不定な出入りである。閉庁日の警備員を除く職員の出入りは、不定な職員の不定な出入りであり、ランダムな現象である。ランダムデータを蓄積しても、傾向が現れないことは科学の教えるところである。従って、公開により職員の出入りの頻度と傾向は判明し得ない。

（２）処分庁は本公開請求ではなく、同様な請求が繰り返され、データの蓄積により、出入りの頻度が判明するとしているが、その根拠の提示も立証もされていない。

（３）執務室等の人気のない時間帯を推測することが可能となると弁明しているが、当該地下駐車場の出入り口のほかに警備員のいる表の出入り口から市庁舎内に職員は出入りができるため、当該地下駐車場の出入口の出入りがわかったとしても、市庁舎内部の執務室等の様子はわからない。従って、市庁舎内部の執務室等の人気のない時間帯を推測することはできない。

（４）警備員の配置、防犯カメラ、ＩＣカード錠の設置等の現在の犯罪の

誘発、助長を抑止するための厳重な警備体制、保安体制があるため、何度公開されたとしても、犯罪を誘発、助長する可能性はない。

第5 審査会の判断

1 対象文書と原処分

本件請求文書は、2022年3月20日分（午前8時半から午後5時まで）の市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード(ICカード)を使って開ける扉の開閉記録であり、警備員以外の市職員の出入りの記録である。

処分庁は市庁舎の執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録である「ICカードリーダーシステムログ」全体を対象文書として特定したが、当該文書を公開すれば、保安上の支障を及ぼし、市庁舎管理事務の適正な実施を著しく困難にすると認められるから、条例第5条第1項第4号に該当するとして非公開決定をした。

2 条例第5条第1項第4号該当性

(1) 条例第5条第1項第4号

本号では公文書の公開請求があったときに、請求に係る公文書に、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、一定の事務について、当該事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている場合に非公開情報に該当する旨を規定している。

本件では、対象文書を公開することによって生じる保安上の支障について述べていることから、以下では、対象文書の公開による保安上の支障の有無について判断する。

(2) 「ICカードリーダーシステムログ」について

当審査会が処分庁から聴取したところ、市庁舎内では、機密情報や個人情報記載された重要な書類が保管されている職員の執務場所等、原則として職員や委託業務を受けた者以外の第三者が入ることが想定されていない区画があり、そのような区画を「セキュリティ区画」として、その出入口に、ICカードをICカードリーダーに読み込ませることにより開錠する電気錠を設置しているということである。そして、電気錠を

開錠した場合には、①開錠した日付、②時刻、③ポイント ID、④ポイント名称、⑤ステータス、⑥アラームステータス、⑦出入モード、⑧出入ステータス、⑨管理番号、⑩所属、⑪氏名、⑫ユーザー管理区分、⑬エリア番号、⑭ルーム番号、⑮ルーム種別、⑯ルーム管理区分、⑰運用区分が記録され、IC カードリーダーシステムログとして保存されることになる。

(3) 審査請求人が公開を求める電気錠の設置場所について

審査請求人が公開を求めるのは、市庁舎と地下駐車場をつなぐ出入口のドア（以下「本件ドア」という。）の開閉記録である。本件ドアの電気錠につき、IC カードリーダーが設置されているのは地下駐車場側のみで、市庁舎の内側には IC カードリーダーは設置されていない。

また、本件ドアの駐車場側の壁には、所属、氏名、入庁時間、退庁時間を記入する「市庁舎 入退庁者記録簿」が備え付けられている。

(4) 保安上の支障の有無

処分庁は、警備員の記録を除き、特定の時間帯に限定したとしても、複数の日付及び時間帯に対して同様の請求がなされた場合、執務室等の職員の出入りの傾向が明らかとなり、人気のない時間帯を推測することが可能になることから、公開することにより保安上の支障が生じることとなると主張する。

これに対して、審査請求人は、警備員以外の職員の出入りはランダムであるから職員の出入りの頻度と傾向は判明しないし、厳重な警備体制があるから対象文書を公開したとしても、犯罪を誘発、助長する可能性はないと反論する。また、本件とは別の情報公開請求により入手した、休日・夜間出入口として警備員が駐在する市庁舎 1 階南出入口に備え付けられた「市庁舎 入退庁者記録簿」の写し等を添付し、本件ドアの開閉記録を公開したとしても、保安上の支障を及ぼすおそれはないと主張する。

当審査会において、処分庁に対し、「市庁舎 入退庁者記録簿」との取扱いの根拠を確認したところ、「セキュリティ区画」に当たるか否かの違いであるとの説明がなされた。処分庁によれば、「セキュリティ区画」の具体的な定義は設けられていないものの、前述のとおり、「セキュリティ区画」の出入口には、電気錠を設けているところ、本件ドア

には電気錠が設置されていることから、「セキュリティ区画」に当たりますが、市庁舎 1 階南の休日・夜間出入口には、電気錠が設置されておらず、「セキュリティ区画」には当たらないので、「市庁舎 入退庁者記録簿」を公開しても保安上の支障は生じないと判断したということであった。

たしかに、本件ドアには電気錠が設置されているが、平日は電気錠による施錠はされておらず、誰でも駐車場から出入りができるようになっており、電気錠が利用されているのは休日のみである。処分庁の「セキュリティ区画」の説明にもとづけば、平日か休日によって、セキュリティ区画か否かという性質が変わるものではなく、むしろ一般的に執務がなされる平日には電気錠が利用されていないことに鑑みるならば、本件ドアをセキュリティ区画への出入口としての取扱いをする必要があるとは認められない。また、仮に処分庁が主張するように、複数日に渡り、本件ドアの開閉記録が公開されたとしても、必ずしも市庁舎に人気のない時間帯を推測させるものとはいえず、保安上の支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

しかしながら、他方で、処分庁が対象文書として特定した「IC カードリーダーシステムログ」には市庁舎内の全ての電気錠についての設置場所、入室時刻、IC カードに登録された職員及び警備員の氏名等が記載されており、システムログを全て公開すれば、セキュリティ区画への職員及び警備員の入室時刻が明らかになる。仮に警備員の記録を除き、時間帯を限定し、さらに市職員だけに限定した記録を公開するとしても、非公開となった部分から警備員の入室時間帯を推測させることとなるおそれがあるし、非公開の部分が存在しないことにより警備員の入室がなかったことを示すことにもなりうる。

したがって、本件対象文書を部分的にでも公開することによって、警備体制についての情報が明らかになる可能性があることから、保安上の支障を及ぼすおそれがあり、市庁舎管理を著しく困難にすると評価することができる。

3 結論

以上のとおり、処分庁による本件対象文書の非公開決定は妥当である。